



令和2年2月13日

尾張旭市長 森 和 実 殿

尾張旭市特別職報酬等審議会

会 長 伊 藤 雅 一



議会の議員の議員報酬及び期末手当の額並びに市長、副市長及び
教育長の給料及び期末手当の額について（答申）

令和元年11月28日付け1人第124号で諮問のあったこのことについて、
公平、中立の立場において各委員が率直かつ慎重に審議を行った結果、別記のと
おり答申します。





別 記

1 議会の議員の議員報酬の額及び期末手当の額並びに市長、副市長及び教育長の給料及び期末手当の額

(1) 議会の議員の議員報酬の額並びに市長、副市長及び教育長の給料の額（以下「月例給」という。）

据置きとすることが適当である。

ただし、次のとおり、副議長及び議員の議員報酬の額については、1,000円引き上げることが適当である。

	現行の月額	改定後の月額	増額
市 長	983,000円	983,000円	0円
副市長	788,000円	788,000円	0円
教育長	707,000円	707,000円	0円
議 長	533,000円	533,000円	0円
副議長	463,000円	464,000円	1,000円
議 員	425,000円	426,000円	1,000円

(2) 議会の議員の期末手当の額並びに市長、副市長及び教育長の期末手当の額（以下「期末手当額」という。）

次のとおり、期末手当額については、支給月数を0.1月分引き上げることが適当である。

	現行の支給月数	改定後の支給月数	増加月数
市 長	3.30月	3.40月	0.1月
副市長			
教育長			
議 長			
副議長			
議 員			

2 改定の時期

令和2年4月1日から改定することが適当である。

3 審議の内容

本審議会は、市長から議会の議員の議員報酬の額及び期末手当の額並びに市長、副市長及び教育長の給料及び期末手当の額について諮問を受け、各委員は、令和元年11月28日から2回にわたって、市民各層の代表であることを深く認識し、公平、中立の立場を堅持し、忌憚のない意見交換により審議を行った。

審議は、社会経済状況の改善が続き、景気は緩やかに回復しているものの、先行きに関しては不透明感が懸念される状況の中で、以下の論点を中心に進められた。

(1) 人事院の給与等に関する勧告の状況

平成30年及び令和元年人事院給与勧告においては、国家公務員の指定職の給料月額を据置き、勤勉手当の支給月数は、それぞれ0.05月分引き上げの勧告がなされた。

(2) 一般職の給与改定状況

本市の一般職の給料は、令和元年人事院給与勧告に準じて、給料月額は平成31年4月に遡って若年層を対象に平均0.1%の増額改定を行うとともに、勤勉手当は0.05月分の増額改定を行うこととしている。

(3) 経済情勢

日本経済全体では、景況感としては引き続き堅調に推移している一方で、地域経済においては、東海財務局の管内経済情勢報告では、「緩やかに拡大している」としているものの、景気の先行きは不透明な状況である。

(4) 財政状況

本市の財政指標は、全国的な比較では上位に位置し、概ね健全な状態が保たれているものの、経常収支比率等を見ると、近年の財政状況としては硬直化の傾向が見られる。

(5) 特別職について

ア 市長・副市長・教育長

市長・副市長・教育長は、健全な市政運営に向けて、総合計画の進行管理や事務事業評価などの取り組みを推進している。

イ 議会の議員

議会の議員は、各種団体との意見交換の実施や尾張旭市議会基本条例を制定するなど、議会の活性化及び改革に取り組んでいる。

(6) 特別職の月例給の水準

県内各市と比較すると、本市の特別職の月例給は、平均よりもやや低い状況にあるが、人口規模等を考慮すると、ほぼ妥当な水準にある。

(7) 特別職の期末手当額の水準

支給額を比較すると、本市の特別職の期末手当額は、平均並みかやや低い水準にある。多くの県内各市が同じ支給月数である中で、本市の支給月数は昨年度の本審議会が開催されなかったことから0.05月分下回っている状況にある。

本審議会としては、上記の論点を中心に議論が展開されたが、平成30年及び令和元年人事院勧告では指定職の月例給は据え置かれ、期末手当はそれぞれ0.05月の引き上げがされたことなどを念頭に置き審議を進めた。

その中で、地域経済を取り巻く現状は依然として厳しく、先行きが不透明であることや、県内各市の審議状況では月例給を据え置いた自治体が多数であり、引上げを行った一部の自治体も、過去数年にわたり据置きとしてきたことを考慮した上での判断であったことなどを総合的に検討した結果、月例給は据置きとし、期末手当額を0.1月分引き上げることが適当であるとの結論に至った。

なお、月例給については、平成29年度の本審議会答申において、「来年度以降の月例給の審議においては、平成28年度の本審議会において副議長及び議員の千円未満の端数が切り捨てられていることを考慮し、額の判断材料の一つとして欲しいとする意見があったことを申し添える。」とされていることから、対応を審議した結果、当該答申以降の消費者物価動向なども考慮し、当時引き上げられなかった額として副議長及び議員の議員報酬を1,000円引き上げることが適当であるとの結論に至った。

